

新年度が始まり、令和7年度の後期高齢者医療保険料・介護保険料については、既に対象者の方に納税通知書を送付しています。市税は、納税者の皆さんに納期限内に納めていただくものです。期限内の納付をお願いします。税金を納期限内に納めなければ、督促状が送付されます。督促状発送後も納付がされず未納が続いた場合、財産調査を行い、滞納処分を実施します。このような事態になる前に、納付できない事情等がある方は、お早めに税務課収納整理係にご相談ください。

令和7年度 市税等納期限一覧表

納期限	軽自動車税	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者 医療保険料 介護保険料	口座振替申請期限
令和7年4月30日					1期	令和7年3月26日
令和7年6月2日	全期	全期・1期				令和7年4月28日
令和7年6月30日			全期・1期		2期	令和7年5月26日
令和7年7月31日		2期		全期・1期		令和7年6月26日
令和7年9月1日			2期	2期	3期	令和7年7月28日
令和7年9月30日				3期		令和7年8月26日
令和7年10月31日			3期	4期	4期	令和7年9月26日
令和7年12月1日				5期		令和7年10月27日
令和7年12月25日		3期		6期	5期	令和7年11月20日
令和8年2月2日			4期	7期		令和7年12月26日
令和8年3月2日		4期		8期	6期	令和8年1月26日

※「全期」は、口座振替の全期前納を行う納期限です。

※上記の口座振替申請期限は、あくまで目安となります。

ご希望される場合は、直接金融機関へ出向き、お早めの手続きをお願いします。

納付書で金融機関及びコンビニや、スマートフォンアプリ決済サービスで納付できます
詳しくは裏面をご確認ください ⇒

市税の納付方法について



市税の納付時期が近づいてきました
税金の納付方法を知りたいです！



市役所や金融機関で納付書を使って納付をしていますが、
それ以外の方法がありますか？

納付忘れ防止ができる口座振替があります
簡単で便利なアプリ決済サービスもありますので詳しく説明します



納付方法一覧

- ・金融機関で納付する
- ・コンビニエンスストアで納付する
- ・アプリ決済サービスで納付する
- ・地方税お支払いサイトで納付する
(介護保険料・後期高齢者医療保険料以外)
- ・口座振替で納付する
(利用される金融機関でお手続きください)
- ・口座振込で納付する
(振込手数料は納税者負担となります)

24時間いつでも納付できます！

日中は仕事で納税ができない...
そのような方には好きな時間に納付できる
便利なコンビニ納付・アプリ決済を
ぜひご利用ください



アプリ決済サービスで納付する方法

||||| コンビニ収納用バーコードアプリ決済 |||||

スマートフォンアプリを起動し、納付書のバーコードを読み取ることで決済する方法です。税金や保険料の他、水道料や住宅使用料にも利用できます。PayPay・au payなどが利用可能です。

QRコード決済 (介護保険料・後期高齢者医療保険料以外)

スマートフォンアプリを起動し、納付書のQRコードを読み取って決済する方法です。
PayPay・au pay・ファミペイ・d払いなどが利用可能です。

また、アプリ決済サービスの他に地方税お支払いサイトではクレジットカードでの支払いが可能です。希望される方は「地方税お支払いサイト」をインターネットで検索していただき、画面に沿って手続きをお願いいたします。

納税についての相談は税務課 収納整理係・管理係
TEL22-1111 (内線228・231・232) までお問い合わせください。